

沼田市から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地で転入届をしてください。

1 転入届に必要なものは・・・

- 転出証明書**(沼田市で発行したもの)
※ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方で、特例の転出届をした場合は、転出証明書は発行されません。特例の転入手続き時に、暗証番号の入力が必要です。
 - 届出人の本人確認書類**(官公署の発行した顔写真付きのもの:運転免許証など)
 - マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード**
(お持ちの方のみ。転入者全員分のカードと暗証番号が必要です)
 - 在留カードまたは特別永住者証明書 (外国人の方)**
 - 届出人の印鑑**
 - 同世帯でない代理人が手続きをする場合は、転入する方が書いた委任状**
- そのほか詳しいことは、転入先の市区町村にお尋ねください。

2 届出期間を過ぎてしまうと・・・

- 届出期間を過ぎてしまった場合は、お早めに転入手続きをしてください。
- 正当な理由がなく14日以内に届出をしないときは、過料に処せられることがあります。
- マイナンバーカード等による特例転入の場合、**転出手続き情報が無効となり、沼田市の転出証明書が必要になる場合があります。** 必ず14日以内に転入届をしてください。

3 転出届の内容に変更などがあった場合は・・・

《転出予定日や、新住所地が変更になった場合》

転出証明書はそのまま使用できます。変更後の市区町村で、変更になったことをお知らせください。

《転出証明書を紛失した場合》

本人確認書類を持参して、沼田市役所市民課で再交付の申請をしてください。

《予定していた転出が取りやめになった場合》

沼田市役所市民課で、転出取消の手続きをしてください。

持参するもの 転出証明書 マイナンバーカード(お持ちの方) 本人確認書類等
印鑑登録は、転出届出時に廃止されていますので、必要な場合は新たに登録してください。

4 国外へ転出する場合は・・・

- 転出証明書は発行されません。
- 国外へ転出した方が、帰国して転入手続きをするには、次の書類が必要になります。
 - パスポート(自動ゲートをご利用の場合は、帰国日がわかる資料)
 - 戸籍全部(個人)事項証明 戸籍の附票(戸籍と附票は沼田市が本籍の方は不要)
 - マイナンバーカード(転出時に返却処理をした方)
 - 在留カードまたは特別永住者証明書など(外国人住民の方)

5 転出予定日前日までは・・・

- 沼田市の住民票の写しや印鑑登録証明書が必要な場合は、取得することができます。
申請時には、本人確認書類および転出証明書等を持参してください。

6 うら面に、その他の手続きについて記載してありますので、ご確認ください。

問い合わせ先

沼田市役所 市民課 (沼田市下之町888番地)	0278-23-2111(代表)
白沢地区コミュニティセンター (沼田市白沢町平出135番地1)	0278-53-2111(代表)
利根地区コミュニティセンター (沼田市利根町追貝37番地)	0278-56-2111(代表)

うら 転出届に関するその他の手続き一覧

(白沢・利根地区コミュニティセンターも手続きできます)

内 容	沼田市での手続き	新住所地での手続き
個人番号カード 住民基本台帳カード 【市民課市民窓口係】	沼田市での手続きは必要ありません。 署名用電子証明書は失効します。	転入時にカードを持参し、継続利用の手続きをしてください。暗証番号を入力します。
印 鑑 登 録 【市民課市民窓口係】	印鑑登録証を返却してください。 転出(予定)日をもって廃止されます。	必要な方は印鑑登録の申請をしてください。手続きは各市区町村で異なります。
児 童 手 当 【子ども課子育て支援係】	消滅届を提出してください。沼田市での支給は転出予定日の属する月分までです。	転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。
	・単身赴任等で受給者のみ転出する場合は、消滅届を提出してください。 ・子どものみが転出する場合は、子ども課で手続きをしてください。	転出先で児童手当の申請手続きをしてください。 手続きはありません。
児 童 扶 養 手 当 特別児童扶養手当 【子ども課子育て支援係】	児童扶養手当証書もしくは特別児童扶養手当証書をお持ちの上、子ども課で手続きをしてください。	児童扶養手当証書もしくは特別児童扶養手当証書を添えて、新たに転出先窓口で手続きをしてください。
幼稚園・保育園 認定こども園 【子ども課保育係】	子ども課で手続きをしてください。	転入先の市区町村へお問い合わせください。
小・中 学 校 【学校教育課学校教育係】	学校から「在学証明書」、「教科書給与証明書」を受け取ってください。	学校で受け取った「在学証明書」等を、転入手続時に持参してください。
国 民 年 金 【国保年金課医療年金係】	沼田市での手続きは必要ありません。	転入手続時に年金手帳・年金証書を持参してください。
国 民 健 康 保 険 【国保年金課国保係】	・保険証をお持ちください。	新たに加入の手続きをしてください。
	・転出先が住所地特例対象施設の方は、国保年金課国保係にて手続きが必要です。	手続きはありません。
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 【国保年金課医療年金係】	・保険証をお持ちください。	転入時に手続きをしてください。
	・転出先が群馬県外の住所地特例対象施設の方は、手続きが必要です。	手続きはありません。
介 護 保 険 【介護高齢課介護保険係】	・要介護・要支援認定を受けている方は、「介護保険被保険者証」をお持ちの上、介護高齢で「介護保険受給資格証明書」をお受け取りください。	沼田市で受け取った「介護保険受給資格証明書」を添えて、要介護認定申請をしてください。
	・転出先が住所地特例対象施設の方は、引き続き沼田市の介護保険に加入します。	手続きはありません。
	・上記以外の方は介護保険証をご返却ください。	新住所地で手続きしてください。
障 害 児 福 祉 手 当 心身障害者福祉手当 【社会福祉課障害福祉係】	社会福祉課で手続きが必要です。 事前にご連絡をお願いします。 【社会福祉課障害福祉係 (内線 3108)】	転入先の市区町村へお問い合わせください。
身 体 障 害 者 手 帳 療 育 手 帳 精神障害者保険福祉手帳 【社会福祉課障害福祉係】	沼田市での手続きは必要ありません。	転入先の市区町村へお問い合わせください。
原 付 自 転 車 (125cc以下) 【税務課納税係】	標識交付証明書又は自賠責保険証、ナンバープレート、印鑑を持参し、手続きをしてください。「廃車申告書及び標識返納書」を交付します。	沼田市で受け取った「廃車申告書及び標識返納書」、印鑑等を持参し、手続きしてください。
固 定 資 産 【税務課資産税係】	市内に土地や家屋を所有している方で、納税通知書の送り先に指定のある方はご相談ください。	手続きはありません。
水 道 下 水 道 【上下水道課管理係】	水道「閉栓」および下水道使用料の手続きがあります。【連絡先 水道会館内 0278-24-8811】 白沢町・利根町の簡易水道は、各支所にご連絡ください。(上記以外の簡易水道は、各簡易水道組合にご連絡ください)	転入先の市区町村へお問い合わせください。